

豊田市市税減免規則 別表第1（第2条関係）令和3年度以前

令和4年1月1日現在

市税条例第49条第1項	申請事由		基準等	減免割合	添付書類		
第1号	生活保護法	生活保護法の規定により保護を受ける者	基準なし（左記該当者）	全額	社会福祉事務所の証明書		
第2号	1 所得減少	前年中の減免基準所得金額が基準額以下で当該年中の減免基準所得金額が前年比3/4以下に減少すると認められる者	当該年中の減免基準所得見込額が前年中の所得金額の1/2以下	50/100	現年中における所得金額に関する計算書及びその計算の基礎となる事実を証明する書類		
			当該年中の減免基準所得見込額が前年中の所得金額の3/4以下	25/100			
	2 雇用保険	雇用保険法の規定により基本手当等の受給資格を有するもの及び、これに準ずる者で、前年中の減免基準所得金額が基準額以下の者	基本手当 高年齢受給 特例受給 日雇労働受給 日雇労働特例	全額	雇用保険被保険者証等これに準ずる書類		
3 傷病	負傷若しくは疾病により相当期間所得が皆無となる者及びこれに準ずる者で、前年中の減免基準所得金額が基準額の3倍以下の者（これに準ずる者は右記率の各1/2とする）	前年中の減免基準所得金額が基準額以下 前年中の減免基準所得金額が基準額×1.5以下 前年中の減免基準所得金額が基準額×2.0以下 前年中の減免基準所得金額が基準額×2.5以下 前年中の減免基準所得金額が基準額×3.0以下	全部 80/100 60/100 40/100 20/100	医師の診断書等認定に必要な書類（加療期間等が明記された診断書等）			
第3号	勤労学生	勤労学生及びその他の学生、生徒で前年中の減免基準所得金額が基準額以下の者	勤労学生控除該当者 勤労学生該当者 基準額以下	全部 全部 50/100	学生証等に準ずる書類		
第4号	公益法人	民法第34条の公益法人	基準なし（左記該当法人）	全額	主務官庁の認可許可証等これに準ずる書類		
第5号	1 死亡	賦課期日以降に死亡した者で、前年中の減免基準所得金額が基準額の3倍以下の者	前年中の減免基準所得金額が基準額以下	全部	相続人代表者指定届		
			前年中の減免基準所得金額が基準額×1.5以下	80/100			
			前年中の減免基準所得金額が基準額×2.0以下	60/100			
			前年中の減免基準所得金額が基準額×2.5以下	40/100			
			前年中の減免基準所得金額が基準額×3.0以下	20/100			
	2 3 災害①	災害により、死亡又は障害者となった者	死亡した者	全部	り災証明等認定に必要な書類		
	4 災害②		災害により住宅又は家財の価格の3/10以上の被害を受けた者で、前年中の合計所得が1千万円以下の者	障害者となった者		90/100	
				損害金額が住宅又は家財の価格の3/10以上5/10未満		前年中の合計所得金額が500万円以下 前年中の合計所得金額が750万円以下	50/100 25/100
				損害金額が住宅又は家財の価格の5/10以上		前年中の合計所得金額が750万円超	12.5/100
						前年中の合計所得金額が500万円以下 前年中の合計所得金額が750万円以下	全部 50/100
5 低所得	寡婦・未成年者・障がい者で前年の合計所得金額が145万円以下の者	基準なし（左記該当者）	50/100	なし			
6 中国残留邦人	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の支援給付を受ける者	基準なし（左記該当者）	対象期間の全額	受給者であることを証明するもの			
7 特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法に規定する法人	収益事業を営まないもの 法人税割が発生しないもの（設立後3年以内）	全額 全額	市民税申告書、収支報告書、事業報告書、法人税申告書等			
8	地方自治法第244条の2第3項により指定管理者の指定を受けた法人	公の管理以外に収益事業を営まず、法人税割が発生しない	全額	予算書、決算書、事業報告書等			
9 地縁団体等	地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体	収益事業を営まないもの	全額				
		事業活動が極めて小規模で課税することが適当でない	全額				
		特に地方行政にひきついていると認められるもの	全額				
10	自治区またはPTA若しくは同窓会	事業活動が極めて小規模で課税することが適当でない 特に地方行政にひきついていると認められるもの	全額 全額				
11	一般社団法人及び一般財団法人のうち、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人	収益事業を営まないもの	全部				
12 その他	適当と認められる理由がある場合						